

こちら **町長室**

寄居町長
花輪 利一郎

新型コロナウイルス感染症につきまして、国は東京や大阪など10都道府県に発令していた緊急事態宣言を沖縄県を除き解除しましたが、そのうち7都道府県は宣言からまん延防止等重点措置へ移行しており、いまだ終息の兆しは見えていません。

県によるまん延防止等重点措置等に基づく協力要請につきましても、さいたま市、川口市の2市に措置区域が縮小されましたが、措置区域を除く県全域を含め、7月11日まで延長して協力要請がなされることとなりました。県の発表によりますと、県内の感染状況は新規陽性者数の減少傾向がみられる一方、病床使用率が下がりにくいこと、感染力が強いといわれているデルタ株への懸念もあることから、引き続き感染拡大防止対策が求められているところと見られます。

この決定を受け、町におきましても、町内公共施設の開館時間短縮や休館等、利用制限の措置を継続して行ってまいります。引き続きご不便をお掛けすることとなり非常に心苦しく感じておりますが、感染拡大防止のため、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、国の「7月末までに希望する高齢者の接種を終了させる」との方針を受け、希望する町民の皆様へ一日でも早くワクチンを接種していただけるよう、体制を日々見直しつつ進めています。現在は65歳以上の方を対象に接種を実施していますが、65歳未満の接種対象の方につきましては7月中旬から段階的に接種券を発送しますので、今しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

町民の皆様におかれましては、日々危機感をもって感染防止対策を行っていただいておりますことに、深く感謝申し上げます。引き続き、不要不急の外出を控え、マスクの着用や手洗いの徹底、会食等の自粛にご協力いただきますようお願い申し上げます。

さて、これから夏に向かって雨が多い季節となります。この時期は各地で集中豪雨による被害が多くなりますので、いざというときに備え、町のハザードマップで避難経路などの確認をお願いいたします。

また、本誌でもご案内いたしました、新型コロナウイルス感染症の感染リスクがある中では、様々な避難方法や衛生品等の準備が必要となります。今までの準備を見直していただくとともに、この機会に改めて感染症対策を考慮した避難方法や衛生品等をご検討いただきますようお願いいたします。

お知らせ



アライグマの防除を実施しています！

「何かが天井裏や壁の裏で動いて、ガタガタ、ミシミシと音がする」というような場合、アライグマなどの野生動物が住み着いていることが多くあります。

町では『外来生物法』の特定外来生物として指定されているアライグマの捕獲を、埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき実施しています。ご自宅やご近所で、アライグマを見かけたり、足跡などの痕跡を見つけたりしたとき、また、家屋や農作物等に被害を受けた場合には、生活環境エコタウン課へお知らせください。

また、町ではアライグマを自己捕獲するための捕獲従事者養成研修会を開催しています。この研修を修了し、町に従事者登録の手続きを行うと、ご自身でアライグマを捕獲できます。研修会の開催日時等についてはお問い合わせください。



☎生活環境エコタウン課(☎581・2121内線223・224)

お知らせ



ご活用ください！

浄化槽設置整備事業補助金

町では、家屋の新築や、単独処理浄化槽、またはくみ取り便槽からの入れ替えにより、合併処理浄化槽を設置する際の費用の一部を補助しています。補助を希望される方は、事前に生活環境エコタウン課へお問い合わせください。また、申請方法等は町公式ホームページでご確認いただけます。

▶該当区域／公共下水道、農業集落排水および公設浄化槽事業の区域、ならびに令和7年度までに集合処理が予定されている区域以外の区域

▶補助内容

新設補助

確認申請を要する専用住宅の新築、増築および改築により、合併処理浄化槽を設置する場合の設置費用の一部を補助

転換補助

専用住宅の既存単独処理浄化槽、またはくみ取り便槽を合併処理浄化槽に入れ替える場合の設置費用、配管費用および既存単独処理浄化槽等の処分費用の一部を補助

▶補助限度額(令和3年度)

人槽	新設補助	転換補助
5人槽	120,000円	542,000円
7人槽	120,000円	624,000円

※工事費が補助限度額を下回る場合は、工事費が補助金額になります。

※予算額に達した時点で受付終了となります。

☎生活環境エコタウン課(☎581・2121内線223)

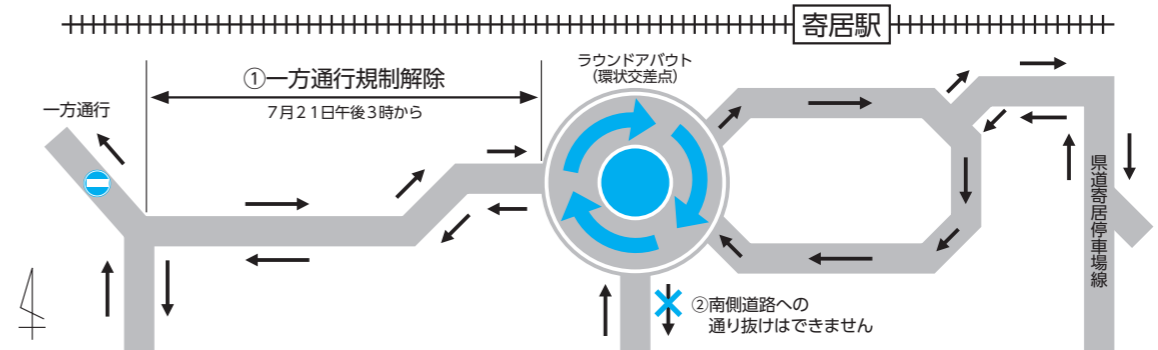
寄居駅南口駅前のラウンドアバウトが一部開通となります！ (環状交差点)

町では、寄居町中心市街地活性化基本計画に基づき「歩きたくなる・歩いてお徳なまち」をコンセプトに、平成30年度から寄居駅南口周辺の整備を進めています。昨年10月には、本格的に道路の整備に着手しました。地域の皆さんにはご不便おかけしておりますが、ご理解ご協力をいただき、順調に整備が進んでいます。

このたび、7月21日から寄居駅南口駅前のラウンドアバウトを含む車道部が一部開通となります。通行形態がこれまでと大きく変わりますので、通行の際はご注意ください。

☎都市計画課(☎581・2121内線241)

▶開通日時／7月21日(水)午後3時から



※ラウンドアバウトの通行に当たってのルール・注意点は本誌5月号をご覧ください。

家電リサイクル法対象機器の処分方法について



詳しくは
こちら

町では、右の家電リサイクル法対象機器(家電4品目)の収集および処分は行っていません。不用になった家電4品目は『家電リサイクル法』に基づいた処分が必要となります。

☎生活環境エコタウン課(☎581・2121内線221・222)

1 引き取りを依頼して処分する方法

以前購入した販売店が近くにあるときは、引き取りを依頼してください。以前購入した販売店が廃業しているなど引き取り依頼ができないときは、次の業者へ依頼をしてください。また、家電を新しく買い替える際は新しく購入する販売店に引き取りを相談してください。

【町の許可業者】

益榮商事(株)(桜沢1028-1、☎581・1745)

【回収協力会社】

ケーズデンキ鶴ヶ島インター店

(鶴ヶ島市脚折町5-1-34、☎049・299・7680)

※回収希望日の2週間程度前までに申し込みをしてください。
※販売店や許可業者等に引き取りを依頼する場合、リサイクル料金、収集運搬料金、出張料金等がかかります。

通行に当たっての注意点

①一方通行規制が一部解除されます

ラウンドアバウト西側に接続する道路の一方通行規制が、ラウンドアバウトの開通に合わせて解除されます。

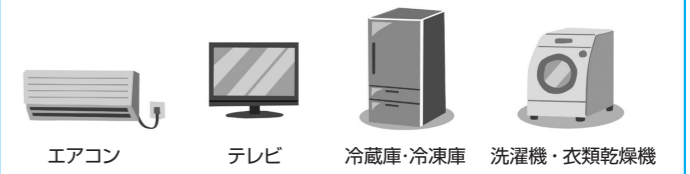
②ラウンドアバウトから南側道路への通り抜けはできません

ラウンドアバウト南側に接続する道路は、今年度、整備を行います。整備が完了するまでは、ラウンドアバウトから南側道路への通り抜けはできません。

今後の寄居駅南口駅前の整備予定

今後は、歩道部に停留所、案内板、ベンチ等を設置し、電気・通信事業者による電線の地中化工事の完了後、歩道部のブロック舗装を行う予定です。

家電リサイクル法対象機器



2 自ら運搬し処分する方法

【手順】

- ①廃棄する家電のメーカー名や大きさなどを確認します。
- ②郵便局でリサイクル料金等を確認します。
- ③郵便局に備え付けの家電リサイクル券に必要事項を記入します。廃棄する家電1台につき家電リサイクル券1枚です。
- ④リサイクル料金の振込手続きを行います。
- ⑤事前に指定引取場所に連絡し、受付日時を確認のうえ、処分したい家電と家電リサイクル券を指定引取場所に持ち込みます。

▶寄居町周辺の指定引取場所

指定引取場所(会社名)	住所・電話
岡山県貨物運送(株) 鴻巣営業所	鴻巣市箕田3264-8 ☎048・596・8371
関東西濃運輸(株) 本庄支店	本庄市大字鶴森字富士166-1 ☎0495・21・3311